

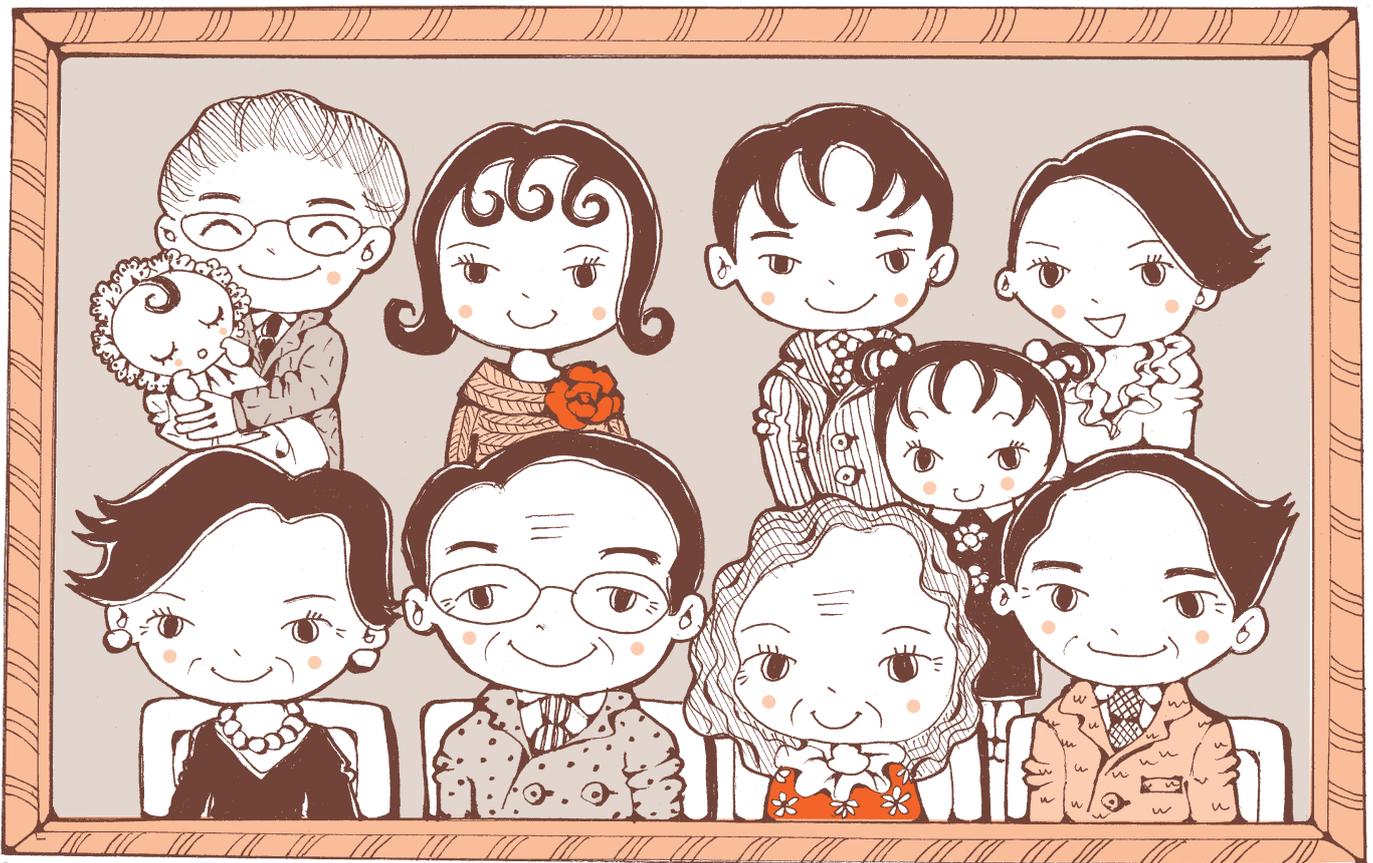
いーぶん

● 素敵なパートナーになるために ●

第18号

平成21(2009)年9月

特集 男女共同参画の「いま」 ～一宮市の場合～



今回の特集は、一宮市が実施している事業のうち男女共同参画に関するものをいくつか取り上げてご紹介します。

みなさんの生活に関わるものからあまり関わりのないものまでありますが、この機会に一度見てみましょう!!

一宮市の男女共同参画の「いま」が垣間見られるかもしれませんよ!

男女共同参画の「いま」～一宮市の場合～



女性管理職の登用率

一宮市役所の一般行政職の人数は980人、そのうち女性は263人で比率は26.8%です。

また、一般行政職管理職の人数は230人、そのうち女性は18人で、比率は7.8%です。(H21.4.1現在)

(※ちなみに、平成17年4月1日合併時には、職員の比率は25.1%、管理職の比率は3.8%でした。)

女性管理職の割合はまだ十分とはいえません。その理由には、管理職になる年齢の女性の人数が少ないこともあります。女性が働き続けることは、今以上に困難だったことがうかがえます。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの制定により働く女性の雇用環境は改善されつつあります。今後は、女性管理職が更に増える見込みです。

女性職業適性相談事業

女性の職業に関する様々な問題について、専門の相談員が個別に相談に応じます。また、相談に関連して、必要により知能、性格、職業興味等に関する各種適性検査も実施しています。

- <対象> 一宮市在住または在勤の19歳以上の女性
- <日時> 毎月第4土曜日 午前9時～午後4時
- <場所> ききょう会館 5階 相談室
- <その他> 予約制(事前に電話等でご予約ください。)
- <お問い合わせ> 一宮市働く婦人の家(ききょう会館) TEL 73-9100

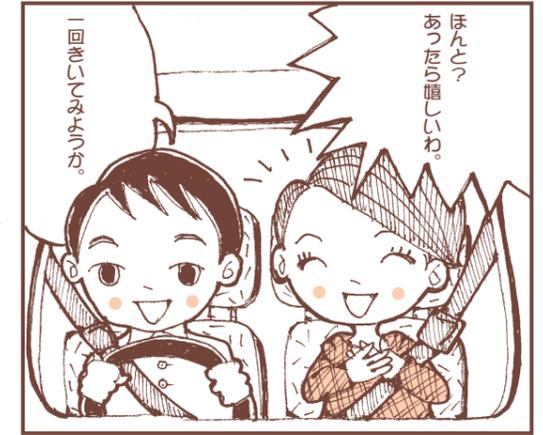
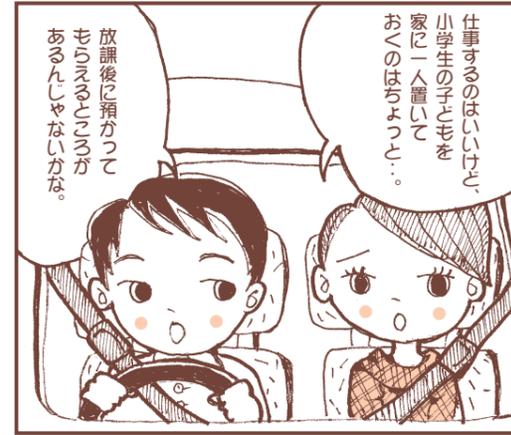


家族介護者リフレッシュ事業

日々の介護から少しの間だけ離れ、同じように家庭で介護している方々と日ごろの悩みや体験を語り合っ、介護の疲れをリフレッシュしていただくため、いろいろな事業を行っています。

【事業例：日帰りバスツアー、茶話会などなど】

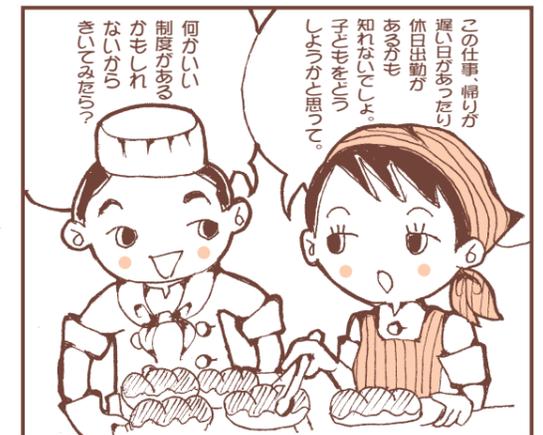
- <対象> 市内在住の方で「介護保険法」において「要支援1・2、要介護1～5」と認定された方を在宅で介護されている方
- <参加費> 500円
- <お問い合わせ> 一宮市社会福祉協議会 本部 TEL 24-2940、尾西支部 TEL 63-4800、木曾川支部 TEL 87-2000



放課後児童保育事業

下校後、保護者の仕事等の理由により、家庭で保育できない小学1～3年生の児童を児童館または児童クラブで保育します。

- <保育時間> ○月～金曜日…下校後～午後7時まで
○土曜日、学校の長期休業日(夏・冬・春休み)及び学校の平日振替休校日
…午前7時30分～午後7時まで(※千秋南校下児童クラブのみ午後6時まで)
- <費用> ○放課後児童保育サービス利用手数料 月額 3,500円(減免制度あり)
○傷害保険料 年額 600円
- <お問い合わせ> 一宮市役所 子育て支援課 TEL 28-9022



延長保育事業・休日保育事業

【延長保育】保護者の仕事等の都合により保育時間内に送り迎えができない場合、保育時間を延長します。

- <延長保育時間> ○月～金曜日…午前7時30分～午前8時、午後4時～午後7時
○土曜日…午前7時30分～午前8時、午後4時～午後5時
(※)午前8時～午後4時は通常保育時間です。また、園によって延長保育時間が違う場合があります。
- <延長保育料> 1日100円(平日午後6時以降及び土曜日午後4時以降)
- <お問い合わせ> 一宮市役所 保育課 TEL 28-9025

【休日保育】保護者の仕事等の都合により休日に家庭での保育ができない場合など保育園で保育します。

- <対象> 市内の保育園に在園する児童(10ヶ月児以上)
- <利用料> 1日1,800円
- <保育時間> 午前8時～午後6時
- <お問い合わせ> 一宮市役所 保育課 TEL 28-9024

この言葉、知っていますか？ 男女共同参画キーワード

母子及び寡婦福祉法

全ての母子・父子家庭、寡婦(かつて母子家庭の母であった配偶者のいない女性)の健康で文化的な生活を保障し、その家庭の児童が心身ともに健全に育成されることを目的とした法律です。

母子・父子家庭、寡婦の生活の安定と向上のために母子自立支援員を設置し、さまざまな事業を行っています。その一部を紹介します。

詳しくは、一宮市役所子育て支援課(TEL 28-9133)へお問い合わせください。

〈相談事業〉

ひとり親家庭相談事業

母子自立支援員が、母子家庭・父子家庭・寡婦の方に関する相談や情報提供を行います。

〈就業支援〉

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業※1

母子家庭の母が教育訓練講座を受講して修了した場合に、経費の20%(上限10万円)を支給します。

〈生活支援〉

母子家庭等日常生活支援事業※2

保護者の病気、急な仕事の都合などにより一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家族生活支援員を派遣して子育て支援を行います。

〈経済的支援〉

母子寡婦福祉資金※1

子どもの進学に必要な資金などを貸付けます。貸付相談や提出書類などについて母子自立支援員が支援します。



(※1)については事前相談が
(※2)については事前登録が
必要です。

公園通法律事務所 弁護士法人 <http://www.park-ko.com>

本所
弁護士 瀧 康暢
弁護士 西川 美穂
弁護士 望月 直子
TEL 0586-26-6266

駅前支所
弁護士 鈴木 含美
弁護士 小出 智加
TEL 0586-26-4455

法律相談は要電話予約
相談料1回5,250円
サラ金・クレジット相談初回無料
一宮市公園通3-30-6
(一宮裁判所交差点すぐ)
愛知県弁護士会所属



離婚・DV・養育費・相続・交通事故

編集協力者/岡西 美子、横井 秀子、吉田 和江、伊藤 孝司、岩田 宏美

編集・イラスト協力者/後藤 明美

編集・発行/一宮市企画部企画政策課

〒491-8501 一宮市本町2-5-6

TEL 0586-28-8952

FAX 0586-73-9128

eメールアドレス kikakuseisaku@city.ichinomiya.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>

*企画政策課のホームページでは、『いーぶん』のバックナンバーがご覧いただけます。